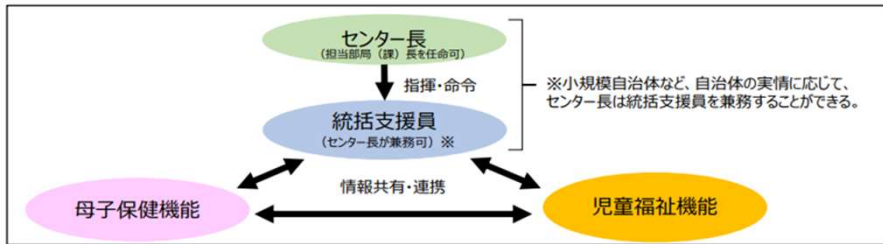


1 こども家庭センター設置の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置が努力義務化(国は令和8年度までにすべての自治体での設置を目指す)
- こども家庭センターでは、両機能の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく対応する
- 地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けるための中枢機能を担う

2 こども家庭センターの設置の要件

- 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧市区町村子ども家庭総合支援拠点)双方の機能の一体的な運営を行うこと
- 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること
- 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること
- 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと(3こども家庭センターの業務)
- 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一の名称)を称すること



(図)こども家庭庁作成資料

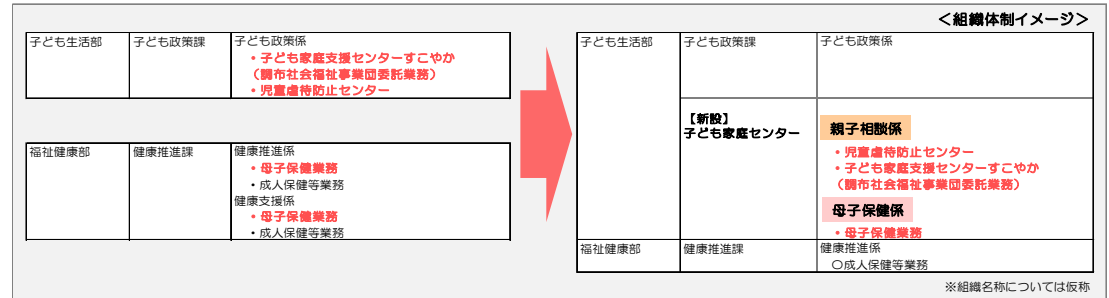
3 こども家庭センターの業務

- 地域のすべての妊婦・子育て家庭に対する支援
状況把握, 情報提供, 相談等への対応, 健診等の母子保健事業等
- 支援が必要な妊婦や子育て家庭への支援
相談等の受付, 合同ケース会議, サポートプランの作成, サポートプランに基づく支援
- 地域における体制づくり
地域全体のニーズや既存資源の把握, 新たな担い手の発掘・養成, 地域資源の開拓, 関係機関間の連携強化
※下線部分は新たな業務

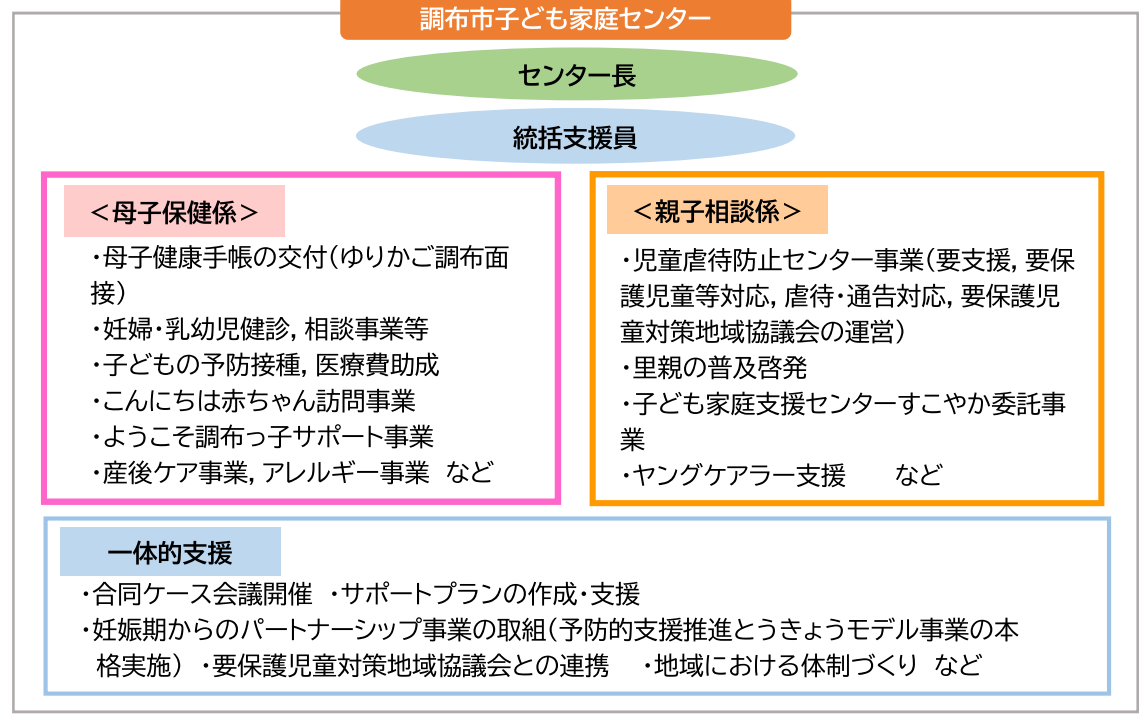
4 調布市におけるこども家庭センター設置(案)

健康推進課と子ども政策課の業務を整理し、組織を一体化し新たに課を新設する。場所は今までどおり保健センターと子ども家庭支援センターすこやか内とする(母子保健と児童福祉の場所の一体化, 児童相談所サテライトオフィスの設置については, 引き続き検討)

【令和7年4月1日設置予定】※組織名称は「子ども家庭センター」



子ども家庭センター体制イメージ

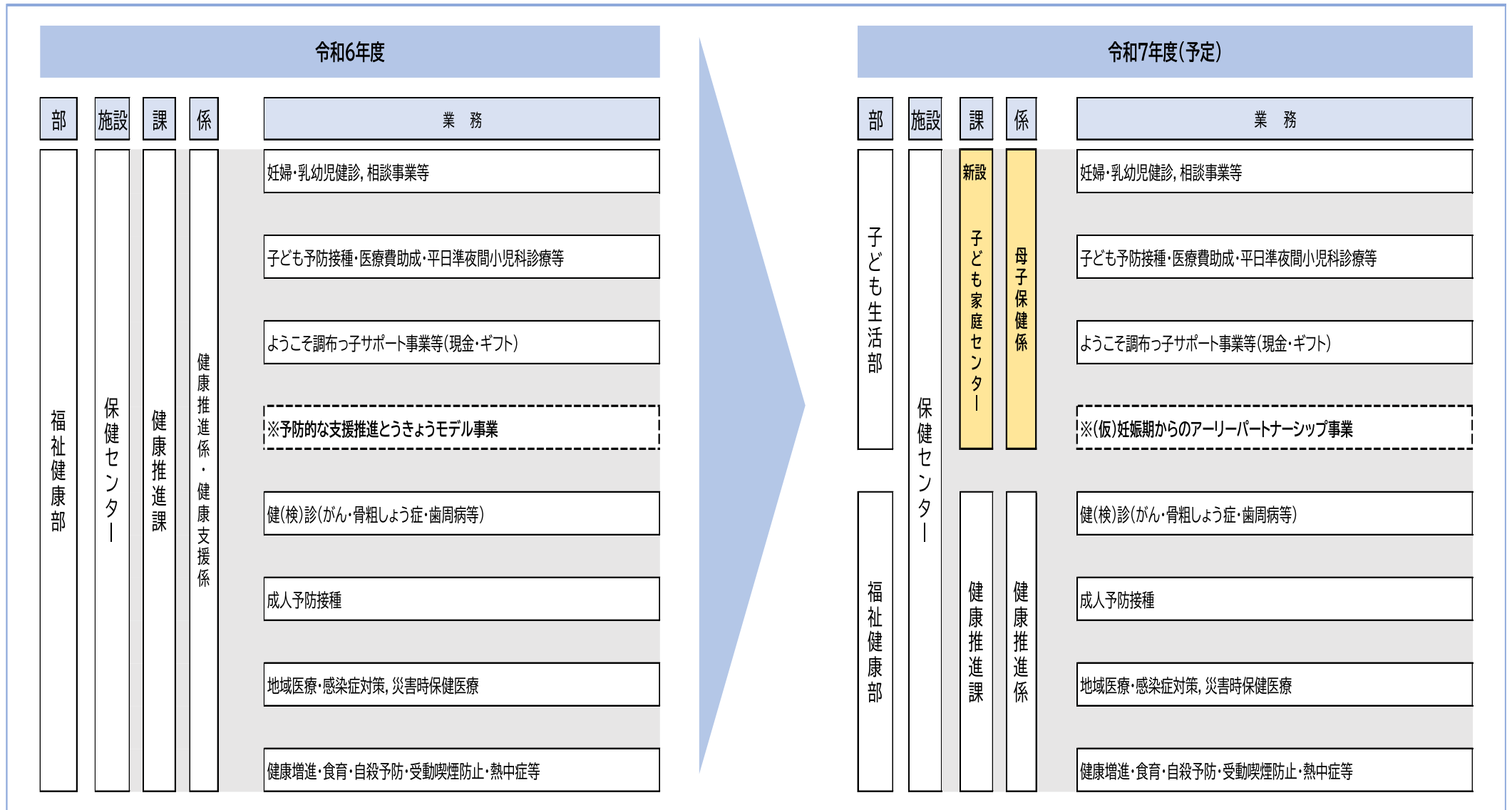


周知スケジュール

- 令和7年3月まで 議会, 関係機関への説明
- 令和7年4月 子ども家庭センター新設(組織の統合)
- 令和7年4月1日から HP開設, リーフレット配架, 関係機関への周知



○令和7年度 こども家庭センター設置に伴う対応について

「子ども家庭センター」新設(予定)に伴う事務移管(案)



○令和7年度 こども家庭センター設置に伴う対応について

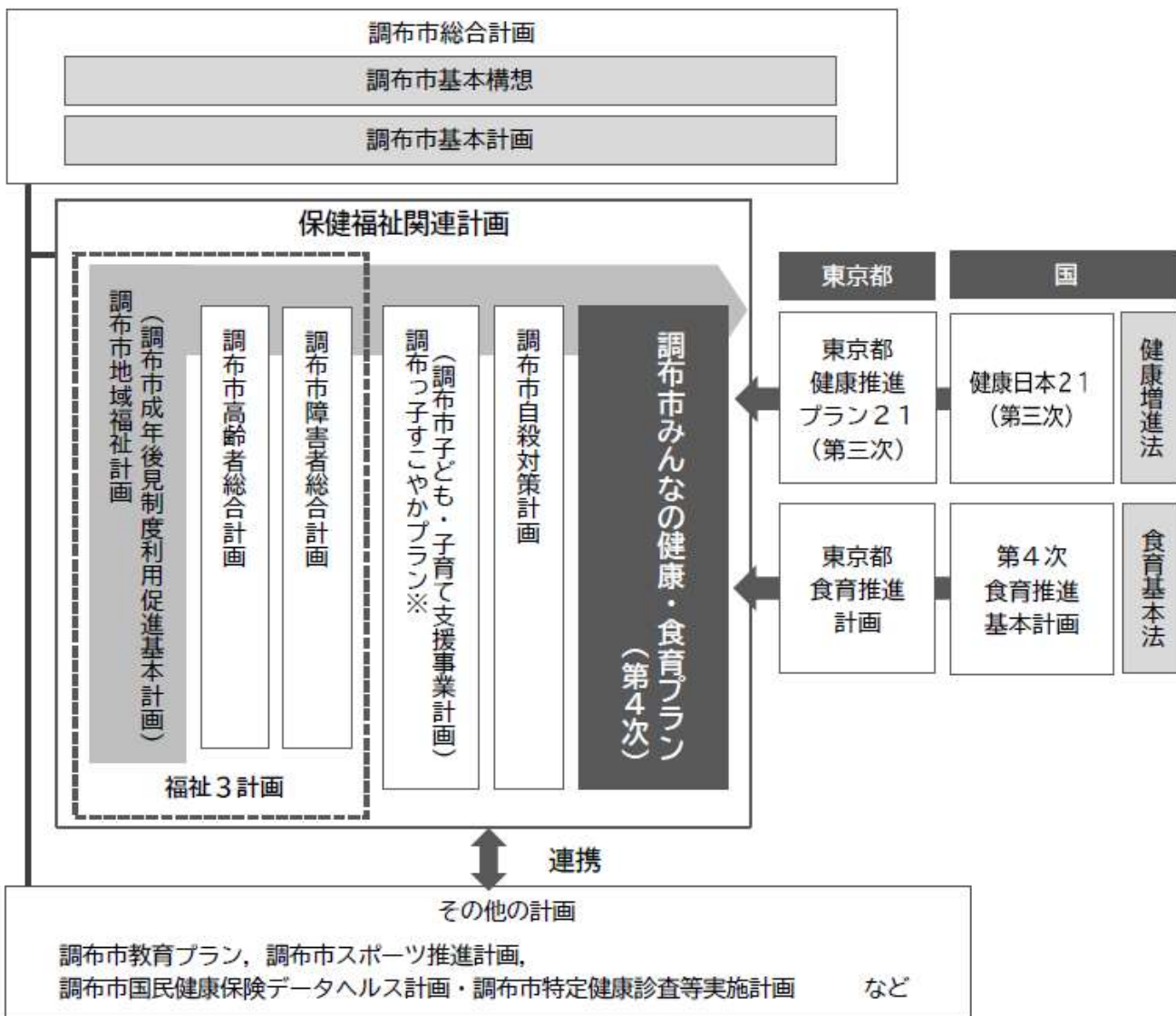
○母子保健事業に関する協議体制等

会議の名称	調布市健康づくり推進協議会	調布市子ども・子育て会議
設置根拠等	調布市健康づくり推進協議会条例(昭和56年4月)	子ども・子育て支援法(平成24年8月) 調布市子ども・子育て会議条例(平成25年12月)
現委員の構成・任期	医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 学識経験者, 行政職員 15人以内 2年間 令和8年8月19日まで	公募市民, 学識経験者, 民生児童委員協議会, 保育園協会, 私立幼稚園協会, 私立幼稚園PTA連合会, 心身障害児・者親の会, 小・中学校長会, 健全育成推進地区代表者連絡協議会, 公立学校PTA連合会, 行政職員など 20人以内 (医療関係者は参加していない) 2年間 令和8年3月31日まで
所掌事項	<p>市長の諮問に応じ, 市民の総合的な健康づくりを積極的に推進するため, 必要な各種健康診査事業, 健康相談, 保健栄養指導, 健康教育等について協議し, 答申する。</p>  <p>保健衛生施策に関する取組内容を報告し, 各取組の改善・見直しに関する協議を実施(各事業の具体的な検討を行う) 母子保健業務の全般的な報告や, 評価・検討の場として協議も実施</p> <p>【近年の検討事項例】 ①全般 調布市みんなの健康・食育プランの策定(計画の統合・改定), 調布市自殺対策計画の改定等 ②母子保健業務関係 子ども相談室のグループ運営, こども歯科相談室の再編等</p>	<p>①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定める際, 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う際に広く市民等の意見を聴取し, その意見を反映させる。</p> <p>②子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。(調布っ子すこやかプランを点検・評価)</p>  <p>毎年, 子ども子育て支援に関する施策全般の取組内容を報告し, 施策評価を実施(各事業の具体的な検討は行わない)</p> <p>【近年の検討事項例】 調布っ子すこやかプランの改定, 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施等</p>
所管する計画	<p><調布市みんなの健康・食育プラン> 計画期間:令和6~12年度(6ヶ年)</p> <p>○計画の位置付け 健康増進法に基づく市町村健康増進計画, 食育基本法に基づく市町村食育推進計画として策定</p> <p>※詳細は次ページ参照</p>	<p><調布っ子すこやかプラン 改定中> 計画期間:令和7~11年度(5ヶ年)</p> <p>○計画の位置付け 「調布市子ども条例」を基本理念とし, こども基本法に基づく市町村こども計画として策定</p> <p>※詳細は次ページ参照</p>

○令和7年度 こども家庭センター設置に伴う対応について

○調布市みんなの健康・食育プラン

【計画の位置付け】



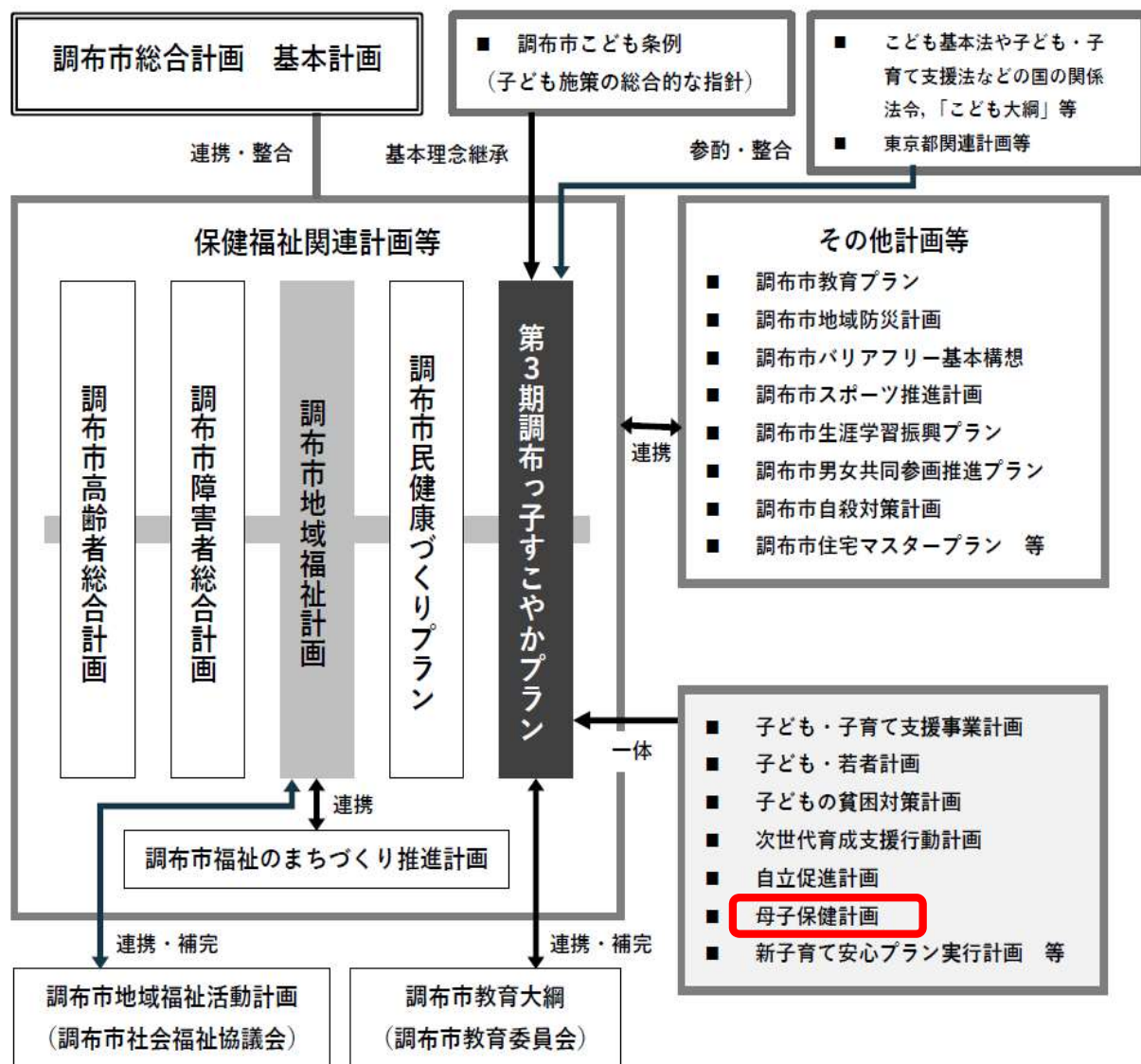
【施策体系】



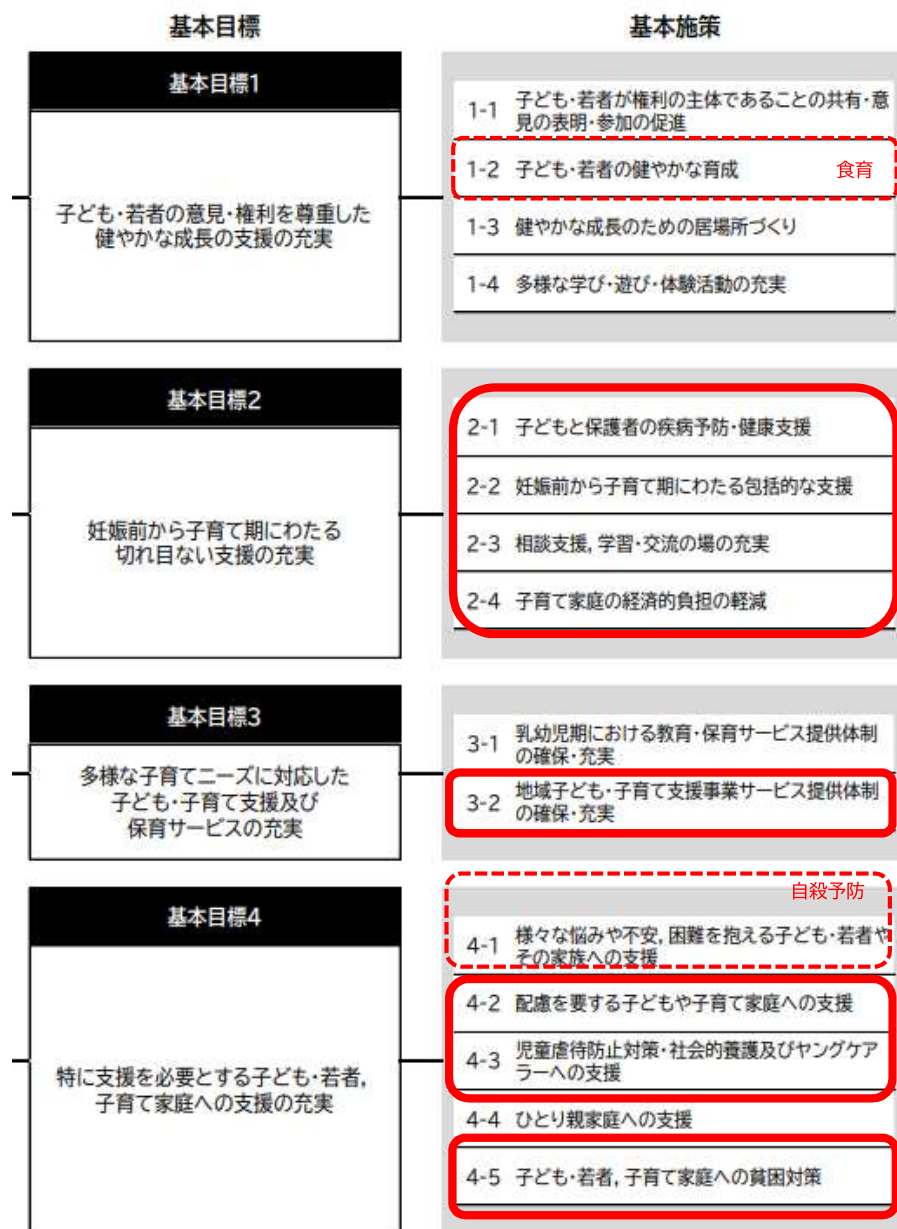
○令和7年度 こども家庭センター設置に伴う対応について

○調布っ子すこやかプラン

【計画の位置付け】





【施策体系】



○令和7年度 こども家庭センター設置に伴う対応について

○母子保健事業に関する協議体制等

会議の名称	調布市健康づくり推進協議会	調布市子ども・子育て会議
設置根拠等	調布市健康づくり推進協議会条例(昭和56年4月)	子ども・子育て支援法(平成24年8月) 調布市子ども・子育て会議条例(平成25年12月)
現委員の構成・任期	医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 学識経験者, 行政職員 15人以内 <u>2年間 令和8年8月19日まで</u>	公募市民, 学識経験者, 民生児童委員協議会, 保育園協会, 私立幼稚園協会, 私立幼稚園PTA連合会, 心身障害児・者親の会, 小・中学校長会, 健全育成推進地区代表者連絡協議会, 公立学校PTA連合会, 行政職員など 20人以内(医療関係者は参加していない) <u>2年間 令和8年3月31日まで</u>
所掌事項	市長の諮問に応じ, <u>市民の総合的な健康づくりを積極的に推進</u> するため, 必要な <u>各種健康診査事業, 健康相談, 保健栄養指導, 健康教育等について協議</u> し, 答申する。  <u>保健衛生施策に関する取組内容を報告し, 各取組の改善・見直しに関する協議を実施(各事業の具体的な検討を行う)</u>	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定める際, 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う際に広く市民等の意見を聴取し, その意見を反映させる。 ② <u>子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進</u> に関し必要な事項及び当該 <u>施策の実施状況を調査審議</u> する。(調布っ子すこやかプランを点検・評価)  <u>毎年, 子ども子育て支援に関する施策全般の取組内容を報告し, 施策評価を実施(各事業の具体的な検討は行わない)</u>
所管する計画	<調布市みんなの健康・食育プラン> 計画期間:令和6~12年度(6ヶ年) ○計画の位置付け 健康増進法に基づく市町村健康増進計画, 食育基本法に基づく市町村食育推進計画として策定	<調布っ子すこやかプラン 改定中> 計画期間:令和7~11年度(5ヶ年) ○計画の位置付け 「調布市子ども条例」を基本理念とし, こども基本法に基づく市町村こども計画として策定

<令和7年度の協議体制>

現行の協議体制や委員任期を踏まえ, 経済的支援を含む母子保健事業全般の点検・評価は「調布市子ども・子育て会議」に一本化し, 専門的な見地からの各健診・相談事業に関する具体的な検討は「調布市健康づくり推進協議会」で実施